普通預金

中京銀行

１．商品名	・普通預金
２．ご利用いただける方	・個人および法人のお客さま
３．期間	・期間の定めはありません
４．預入方法	
（１）預入方法	・随時お預け入れいただけます
（２）預入金額	・１円以上１円単位
５．払戻方法	・いつでもお引き出しできます
６．利息	
（１）適用金利	・毎日の店頭表示利率を適用します 金利は市場金利の状況により変動します
（２）利払頻度	・毎年２月と８月の当行所定の日にお支払いします
（３）計算方法	・毎日の最終残高１，０００円以上について、１年を３６５日とする 日割計算（付利単位１円）
（４）税金	・個人のお客さま：源泉分離課税の場合はお利息に２０．３１５％ （国税１５．３１５％・地方税５％）の税金がかかります ただし、２０１２年１２月３１日までは２０％ （国税１５％ ・地方税５％）の税金がかかります ・法人のお客さま：総合課税（非課税法人の場合は非課税）
（５）金利情報入手方法	・金利は当行窓口もしくはホームページでご確認ください
７．未利用口座管理手数料	＜未利用口座となる口座＞ ・2023年10月1日以降、最後のお預け入れまたは払い戻し（当該口座の利息の元本組み入れおよび未利用口座管理手数料の引き落としは除く）から2年以上（※）、一度もお預け入れまたは払い戻しがない普通預金口座 （※）2023年9月30日以前の期間は、未利用期間に含めません ただし、次の口座は手数料徴求の対象外 (1)当該口座の預金残高が10,000円以上ある場合 (2)未利用口座の取扱店と同一取引店（同一顧客番号）で定期預金、定期積金、積立定期預金、譲渡性預金、債券、投資信託、外貨預金がある場合 (3)当該口座を返済口座とする借入（カードローン含む）がある場合 (4)公金、金融機関 ＜手数料＞ 年間　1,320円（消費税込） ＜未利用口座に対する取扱い＞ (1)未利用口座となるおそれがある場合、事前にお客さまのお届け出住所に「ご案内」をお送りします (2)「ご案内」の発送後、一定期間（約3か月）を経過してもお取引がない場合、未利用口座として、当該口座から未利用口座管理手数料を引き落とします (3)残高不足により本手数料の引き落としができない場合、口座残高全額を本手数料に充当し、お客さまに通知することなく、当該口座を自動解約させていただきます
８．付加できる特約事項	・少額貯蓄非課税制度の対象となるお客さまは、所定の手続きによりマル優のお取り扱いができます ・原則、満２０歳以上の個人のお客さまは、総合口座のお取り扱いができます

９．中途解約時の取り扱い	・　－　－　－
10．その他参考となる事項	・公共料金（電気・ガス・水道・電話・ＮＨＫ）などの自動支払や給与・年金などの自動受取のお取り扱いができます ・預金保険制度により下記の範囲内で保護されます 預金保険制度により全額保護される決済用預金以外の預金と合算して、預金者お一人さまあたり１金融機関ごとに元本１，０００万円までとそのお利息等
11．当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先　　全国銀行協会相談室 電話番号　０５７０－０１７１０９　または ０３－５２５２－３７７２